

○環境省告示第四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十六第三号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の七第一号及び第二号の規定に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年八月二十日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六條の二十四の四第一号、第三号及び第五号、第六條の二十四の五第十一号並びに第六條の二十四の六第四号の規定、第六條の二十四の七第一号及び第二号、第六條の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六條の二十四の十一、第六條の二十四の十二、第六條の二十四の十六第一項第四号の規定（これらの規定を同令第十二條の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二條の十二の十六第一号、第三号及び第五号、第十二條の十二の十七第十一号並びに第十二條の十二の十八第四号の規定に基づき、ポリ	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二條の十二の十六第一号及び第五号、第十二條の十二の十七第十一号、第十二條の十二の十八第四号並びに第十二條の十二の十九において読み替えて準用する同令第六條の二十四の七第一号及び第二号、第六條の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六條の二十四の十、第六條の二十四の十一並びに第六條の二十四の十六第一項第四号の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を次のように定め、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等を次のように定め、公布の日から適用する。

（無害化の基準）

第一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号。以下「告示」という。）第一項第二号に掲げる一般廃棄物及び第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の二十四の四第一号及び第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第九条の十第一項に規定

（無害化の基準）

第一条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。

する無害化处理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化处理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理する場合にあつては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条において同じ。）が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、	）（洗浄施設又は分離施設において低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理する場合にあつては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条において同じ。）が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は
---	---

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であることとする。 2 前項に規定する基準は、規則第一条の二第十七項の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 (無害化処理の内容の基準) 第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の四第三号及び第十二条の十二の十六第三号の規定により環境大臣が定める基準は、法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は法第九条の十第一項若しくは法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者により、無害	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であることとする。 2 前項に規定する基準は、規則第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 (無害化処理の内容の基準) 第二条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第三号の規定により環境大臣が定める基準は、法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者により、無害化処理の用に供する施設に投入しない低濃度ポリ塩化
--	--

化処理の用に供する施設に投入しないポリ塩化ビフェニル廃棄物（法第九条の十第一項又は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者が行う処分に係る廃棄物に限る。）の全部に係る無害化処理が確実に行われることとする。 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の四第五号及び第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること 二 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（告示第二項第一号ハ	ビフェニル廃棄物（法第十五条の四の四第一項第二号に規定する者が行う処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）の全部に係る無害化処理が確実に行われることとする。 2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとする。 （新設） （新設）
--	--

及び第二号ホに規定する産業廃棄物並びにそれらの産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を行う場合には、次の表の上欄に掲げる区分の廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値を超えないようポリ塩化ビフェニルを分別・除去した上で、焼却すること。

廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油	当該廃棄物に含まれているポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセント
----------------------------	--------------------------------------

（新設）

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万里グラム
廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万里グラム
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去	当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラ

に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	ム
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準) 第三条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の五第十一号及び第十二条の十二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う場合には	(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準) 第三条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) (新設)

、第二条第二項第二号に規定する基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であること。 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準) 第四条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の六第四号及び第十二条の十二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 処分するポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状を分析することのできる設備が設けられていること。 二 保管施設を有する場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、ポリ塩化ビフェニル	(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の用に供する施設の基準) 第四条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 処分する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状を分析することのできる設備が設けられていること。 二 保管施設を有する場合には、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、低濃度ポリ塩化ビ
--	---

ル廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物と低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（告示第二項第一号イ及びロ、第二号イからニまで及び第三号に規定する産業廃棄物並びにそれらの産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をいう。以下同じ。）とを混合する場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を第二条第二項第二号に定める数値を超えないようポリ塩化ビフェニルを分別・除去した上で、焼却する方法により処理する場合を除く。 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準）	フェニル廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。 （低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準）
---	--

第五条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の七第一号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 無害化处理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 イ 燃焼室内に投入されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化处理を行うことができる温度以上とし、	第五条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 無害化处理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 イ 燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化处理を行うことができる温度以上
---	--

これを保つこと。 ロ 燃焼室内に投入されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。 二 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設に限る。）である場合には、規則第四条の五第一項第三号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号ロ及びハ並びに第三号の規定の例によるほか、燃焼室内に投入されたポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。	とし、これを保つこと。 ロ 燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。 二 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設に限る。）である場合には、規則第四条の五第一項第三号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号ロ及びハ並びに第三号の規定の例によるほか、燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。
--	---

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準) 第六条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の七第二号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 無害化処理の用に供する施設が焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設(規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。))を除く。)である場合には、規則第四条第一項第七号(同号ロ(1)、(2)及び(4)並びにヌからカまでを除く。))及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。	(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準) 第六条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一 無害化処理の用に供する施設が焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設(規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。))を除く。)である場合には、規則第四条第一項第七号(同号ロ(1)、(2)及び(4)並びにヌからカまでを除く。))及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。
--	--

イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。 ロ イの温度をポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 ハ (略) 二 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉に限る。）である場合には、規則第四条第一項第八号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号又から力までを除く。）並びに第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温	イ 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。 ロ イの温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 ハ (略) 二 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉に限る。）である場合には、規則第四条第一項第八号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号又から力までを除く。）並びに第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、及び溶鋼を得るために必要な炉
---	---

度を適正に保つことができるものであること。 (無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項) 第七条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の八第三項第十一号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。 (実証試験に関する書類) 第八条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の八第四項第三号(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。 一 規則第六条の二十四の八第四項第三号(規則第十二条の	内の温度を適正に保つことができるものであること。 (無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項) 第七条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第三項第十一号の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。 (実証試験に関する書類) 第八条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。 一 規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する
---	--

十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する実証試験の概要を記載した書類 二 当該実証試験においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類 三 (略) 四 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う場合には、当該実証試験において焼却施設に投入する廃棄物が第二条第二項第二号に規定する基準に適合したものであることを示す書類 五 (略) (記録の閲覧) 第九条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の十一(規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用	規則第六条の二十四の八第四項第三号に規定する実証試験の概要を記載した書類 二 当該実証試験において低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類 三 (略) (新設) 四 (略) (記録の閲覧) 第九条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十
--	---

する場合を含む。）の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。 一・二 （略） （記録する事項）	第十条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の十二（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。 一 処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物の各月ごとの種類及び数量 二〃六 （略） 七 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う場合には
四の十一の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。 一・二 （略） （記録する事項）	第十条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十二の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。 一 処分した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の各月ごとの種類及び数量 二〃六 （略） （新設）

、第三条第三号の規定による試験に関する次に掲げる事項 イ 当該試験に係る試料を採取した位置 ロ 当該試験に係る試料を採取した年月日 ハ 当該試験の結果の得られた年月日 ニ 当該試験の結果 （環境大臣に報告する事項） 第十一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の十六第一項第四号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。 一・二 （略）	（新設） （新設） （新設） （新設） （環境大臣に報告する事項） 第十一条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十六第一項第四号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。 一・二 （略）
--	--